

第7章 食品流通局

第1節 食品流通対策

1 概 要

生鮮食料品等の流通の合理化を図るため、その要となる中央卸売市場及び地域流通の拠点となる地方卸売市場について、平成8年3月に策定された第6次卸売市場整備基本方針等に基づき、卸売市場施設の計画的整備、取引方法の多様化、情報化の推進、卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化等卸売市場整備の一層の推進を図った。

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対処して、食品の流通部門の各段階を通じた構造改善を図るため、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）に基づき、9年5月に策定された食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針（第2次）に即して、各種の構造改善対策を行った。

食品の品質管理と表示の改善、価格の安定、取引の合理化を図るため、食糧事務所職員等の巡回点検指導により、食品の製造、流通段階における品質管理と表示の徹底、農薬等の使用状況等についての調査点検、価格需給動向の予察、価格高騰時におけるパトロール等を行った。

2 中央卸売市場

(1) 概 況

ア 中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、46年度から卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（第1次：46～55年度、第2次：51～60年度、第3次：56～平成2年度、第4次：61～平成7年度、第5次：3～12年度、第6次：8～17年度）に基づいて整備統合が進められており、10年度末には56都市87市場（青果・水産市場33市場、青果・水産・花き市場15市場、青果・花き市場8市場、青果市場16市場、水産市場5市場、食肉市場10市場）となっている。

イ 卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱品目の部類ごとに農林水産大臣の許可を要するが、この許可を受け卸売業務を行っている卸売業者は、10年3月末で青果部112、水産物部97、食肉部10、花き部31、その他15で計263（兼業を含む。）である。

また、卸売業者の9年度の取扱金額は青果2兆5,567億円（前年比98%）、水産物3兆566億円（同100%）、食肉2,569億円（同105%）、花き1,525億円（同103%）その他442億円（同42%）となっている。

(2) 中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備は、物価対策のみならず、広く都市政策の観点からも強く要請されている。

このため、国は、中央卸売市場整備計画に即して行われる中央卸売市場の施設整備に対し補助体系の抜本的見直しを行い、次の補助体系により助成を行った。

ア 補助率

新設大規模市場	4／10	1／3
既設市場	1／3	1／4

イ 補助対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設

10年度における補助対象市場は、29都市42市場であり、補助金額183億7千万円である。

3 地方卸売市場

(1) 概 況

地方卸売市場は地方流通の拠点として、また、大都市地域にあっては中央卸売市場の補完的機能を果たすなど、中央卸売市場と一体となって生鮮食料品流通のネットワークを形成している。

中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場面積が卸売市場法施行令で定める規模（青果市場330㎡、水産市場200㎡（産地市場は330㎡）、食肉市場150㎡、花き市場200㎡）以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要するが、

10年度末には、総合市場178、青果市場574、水産市場539（うち産地市場346）、食肉市場26、花き市場148の計1,465市場が許可されている。

(2) 地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われている。

国は公設（第3セクターを含む）市場に対して、中央卸売市場の場合とほぼ同様の補助体系により間接補助事業を行っている。

ア 補助率

公設	新設市場	1/3	1/5
	改良市場	1/5	

イ 補助対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設

10年度における補助対象市場は11市場であり、補助金額は15億8千万円である。

また、平成10年8月末の豪雨により被災した白河市公設地方卸売市場の災害復旧事業に対し助成を行った。

このほか、都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われる民営地方卸売市場の施設整備に対しては、農林漁業金融公庫の食品流通改善資金で融資が行われている。10年度には29億円が貸し付けられた。

4 食品流通の構造改善対策

(1) 構造改善計画の認定

食品流通の構造改善事業を実施しようとする者は、構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

10年度における構造改善計画の認定（変更認定含む）は、食品生産販売提携事業71件、卸売市場機能高度化事業1件、食品販売業近代化事業4件であった。

(2) 支構造改善計画に対する支援措置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき構造改善事業を実施する者に対して、農林漁業金融公庫等からの融資や税制上の特例措置等の助成策を講じている。

10年度において講じた融資等の支援措置は、農林漁業金融公庫から食品生産販売提携事業593億6千万円、卸売市場機能高度化事業8千万円の融資を行うとともに、（財）食品流通構造改善促進機構等が行う食品流通構造改善緊急対策事業として食品販売業近代化事業について、機器等の導入資金助成額2億円の支援

を行った。

(3) 中心市街地法の制定

空洞化の進行している中心市街地の活性化を図るため、地域の創意工夫を活かしつつ、「市街地の整備改善」「商業等の活性化」を柱とする総合的・一体的な対策を関係省庁、地方公共団体、民間事業者等が連携して推進することにより、地域の振興と秩序ある整備を図り、我が国の国民生活の向上と国民経済の発展を図ることを目的として、第142回通常国会において「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号）」が制定された（5月27日成立、6月3日公布）。

同法の概要は以下のとおりである。

ア 国が「基本方針」を作成

イ 市町村が基本方針に即して市街地の整備改善及び商業等の活性化を中核として関連施策を総合的に実施するための「基本計画」を作成

ウ 中小小売商業の高度化を推進する機関（TMO）・民間事業者等が、「基本計画」に即して商店街や中核的商業施設の整備等に関する事業計画を作成し、これを国が認定

エ 主な支援措置

(ア) 市街地の整備改善の推進（建設省）

(イ) 商業・都市型新事業の活性化（通商産業省）

(ウ) その他（自治・農水・運輸・郵政省）

(4) 食品流通審議会

食品流通構造改善促進法に基づき、同法及び卸売市場法その他の法令の規定により、その権限に属せられた事項を処理するほか、食品の流通に関する主要事項の審議を行った。

5 商業の近代化

(1) 食品商業基盤施設整備事業

農産物の輸入自由化の進展、消費者ニーズの多様化、大都市圏の地価高騰、労働力不足の深刻化、大店法の規制緩和等の食品流通事情の変化に対処し、食品流通の合理化・効率化、消費者の多様な選択機会の確保、農林水産業の活性化、環境問題への対応等を図るため、食品流通構造改善促進法に基づく施策の一環としての支援等として、食品商業集積施設に付帯するコミュニティ施設及び魚腸骨等食品廃棄物処理施設の整備に対し、助成を行った。（予算額4億6,400万円）

ア 事業概要

(ア) コミュニティ施設の整備

食品商業集積施設に付帯する食文化公共施設、駐車場等を整備する。

(イ) 魚腸骨等食品廃棄物処理施設の整備

鮮魚小売店、青果小売店等から廃棄される魚腸骨等の食品廃棄物を低コストで共同処理施設及び高度再利用するための施設を整備する。

イ 交付先：都道府県及び政令指定都市

ウ 実施主体：第3セクター、事業協同組合等

エ 補助率：1/4

(2) 地域食品商業活性化施設整備事業

新鮮・安全・本物志向等食品に対する消費者ニーズの多様化・高度化及び地場産業において大きなウエイトを占める農林水産業と密接に関係する食品商業の活性化による地域活力の回復・増進が求められていること等に対処して、地場で生産された農産物等の販路拡大を通じて消費者ニーズへの確に対応するため、販売促進施設等の施設の整備に対し、助成を行った。

(予算額 2 億円)

ア 事業概要

地場農産物を販売するための販売促進施設、共同利用施設等を整備する。

イ 交付先：都道府県

ウ 実施主体：第3セクター、事業協同組合等

エ 補助率：1/3

(3) 食品商業発展基盤強化推進対策事業

国、地方公共団体、食料品小売業者が一体となって、食品商業における有効な競争を確保するための条件整備を図ることを目的として、組織の活性化・人材育成、仕入れ・配送業務の共同化、情報化等を推進するための指針策定、モデル的事業の実施等を行った。

(4) 生鮮食料品等流通改善促進事業等

食品販売業者の意識の向上とその経営改善を促進するため、(財)食品流通構造改善促進機構が行う各種事業に対し助成を行った。(予算額 3 億3,615万円)

事業内容は以下のとおりである。

ア 組織指導推進事業…会員団体の指導及びその指導者を対象とした講習会の開催等

イ 生鮮食料品等流通改善相談員設置事業…食品流通業者に対する経営改善のための専門的コンサルティングの実施

ウ 調査広報事業…調査研究及びスライド、機関誌による普及活動

エ 教育研修事業…食品流通業界の中核となる人材養成を目的とした流通大学講座の開講等

オ 食料品商業先進経営技術集積事業…優良な中小食料品店の経営技術の集積による経営改善のためのマニュアルの作成等

カ 食料品小売業近代化推進特別対策事業…食料品

小売業者等の組織機能の向上を図る等

キ 業種別講習指導事業…全国団体の会員を対象とした業種別講習会の開催等

ク 食品流通構造改善計画推進事業…構造改善計画を作成する者に対しての指導等

ケ 食品商業情報取引実験事業…最新の情報技術を活用し、地域の食品販売業者が共同で受注、配送、代金決済等の在宅取引(電子御用聞き)を行うためのシステムの開発

コ 地域食品商業活性化人材育成事業…地域社会の担い手となる中小食品商業について、後継者育成のための教育システムの構築及び中小食品販売業者が専門知識と経験を活かして、その役割を地域で発揮するために共同で行う地域活性化のための実践事業の実施支援等

(5) 食料品小売業モニター店設置事業

生鮮食料品等の末端流通の現状を迅速に把握し、所要の対応を的確に行うため、50年度から全国主要8都市において食料品小売店をモニター店に委嘱し、食料品の小売動向の報告を求めてきており、10年度においても引き続き実施した。(予算額 119万円)

(6) 食品流通構造改善貸付制度

生産から消費に至る食品流通の構造改善を図るための総合的な施策の一環として、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の認定を受けた食品流通構造改善計画に即して行われる食品生産販売提携事業等に関する施設等の整備に対し、農林漁業金融公庫資金(食品流通改善資金)及び系統等金融機関が行う貸付けに対する利子助成による長期低利の資金を融通する食品流通構造改善貸付制度による助成を行った。

(7) 生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度

43年度から国民金融公庫に生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度が設けられ、国民の日常生活に密接な関係を有する生鮮食料品等小売業を対象として、その近代化、合理化に必要な設備資金に低利融資を行ってきており、10年度においても貸付枠を650億円とし、前年度に引き続き低利融資を行った。

6 食品流通の効率化

(1) 生鮮流通ロジスティックス構築モデル事業

生鮮品は流通可能期間が短い、かさが張り流通効率が高い、毎日消費するため多頻度配送が避けられない等の特徴を有しており、他の物品に比して物流効率化への取り組みが特に必要となっている。

このため、卸売市場を軸とする産地、小売の各段階を通じた情報ネットワークを活用して、生鮮流通の分

野におけるロジスティクス（物流効率化のための総合的、戦略的なシステム）を構築する取組みを支援する事業を実施した。

（予算額 4 億8,500万円）

(2) 食品物流一貫パレチゼーション普及促進事業

食品の物流効率化や物流コストの低減を図るため、輸送・配送、保管等における積卸し作業等の効率化の観点から有効なシステムである一貫パレチゼーションの普及促進を図る事業を実施した。

（予算額1,106万2千円）

(3) 食品流通改善巡回点検指導事業

安全かつ良質な食品の供給と表示の改善、需給及び価格の安定と取引の合理化を図るため、食糧事務所職員等による巡回点検指導により食品の生産・製造・流通段階における品質管理と表示の徹底、価格需給動向の予察、価格高騰時におけるパトロール、農薬等の使用状況についての調査点検等を行う事業を実施した。

（予算額 1 億6,487万 5 千円）

(4) 食品ロジスティクス推進事業

食品物流の一層の効率化を図るため、生産から消費に至るまでの段階を一体的にとらえ、ロジスティクスの観点からの物流効率化に関する基礎的、先端的な調査・検討を行う事業を実施した。

（予算額874万 8 千円）

(5) 食料品内外価格差要因分析事業

食料品の生産から流通・消費に至るコスト構造、取引慣行等の実態面の国際比較等により、食料品の内外価格差の要因について調査・分析を行った。

（予算額1,833万 8 千円）

7 商 品 取 引

(1) 商品取引所の概況

我が国商品市場を国際的に通用する市場にする観点から、所管商品取引所の合併を推進しており、平成10年10月1日をもって、前橋乾繭取引所及び横浜生糸取引所が合併し、横浜商品取引所が設立された。

10年度における商品取引所の現物先物取引の出来高についてみると、農林水産省所管物資（農産物、砂糖、繭糸及び農産物・飼料指数）の出来高は表2のとおり2,381万枚で、前年度に比べ33.6%の減少となり、品目別ではとうもろこし31.8%、輸入大豆54.9%、小豆26.8%、乾繭27.8%、生糸8.6%と全て減少となった。また、売買約定金額も前年度に比べて38.3%減少し約28兆円となった。この結果、通商産業省所管物資も含めた総約定金額に占める農林水産省所管物資の割合は37.3%となった。

表1 商品取引所一覧（11年3月31日現在）

取引所名	所在地	開所 年 月 日	会員数	うち取引 取引員	上場 商品	上場商品の内訳 (主なもの)	役員数	職員数
東京穀物 商品取引所	東京都 中央区	昭和 27.10.10	191	82	農産物、砂糖	小豆、輸入大豆、コーヒ、 とうもろこし、粗糖	24	76
中部商品 取引所	名古屋市	〃 26.5.16	104	44	農産物、 砂糖、繭糸	小豆、輸入大豆 乾繭	23	32
関西商品 取引所	大阪市	〃 27.10.6	147	62	農産物、砂糖 繭糸、農産物・ 飼料指数	小豆、輸入大豆、粗糖、 生糸、国際穀物等指数	28	45
関門商品 取引所	下関市	〃 28.10.1	70	48	農産物、砂糖	小豆、輸入大豆 とうもろこし	21	21
横浜商品 取引所	横浜市	〃 26.5.12	50	34	繭糸	生糸、乾繭	23	22
農林水産省 所管5 取引所合計			市場別 延 562	同 270	4 商品		119	196

表2 10年度出来高及び約定金額

取 引 所	出来高 (千枚)	約定金額 (億円)
東京穀物商品取引所	15,649	190,099
中部商品取引所	950	8,094
関西商品取引所	2,794	31,881
関門商品取引所	3,615	48,544
横浜商品取引所	798	3,742
農林水産省所管 取引所合計	23,806	282,359

(注) 中部商品取引所は農林水産省所管物資の数値である。

(2) 商品取引所法の一部改正する法律

平成10年1月26日の商品取引所審議会答申「商品先物取引制度の改革について」を踏まえ、我が国に国際水準の商品先物市場を整備するため、第142回通常国会において「商品取引所法の一部を改正する法律（平成10年法律第42号）」が4月14日成立、同月22日公布された。

同法の概要は以下のとおりである。

- ア 新規商品上場の円滑化
- イ 市場の流動性の増大及び取引コストの削減
 - (ア) 取引所の会員及び商品取引員資格の見直し
 - (イ) 業務規制の緩和
 - (ウ) 委託手数料の自由化
 - ウ 委託者保護の強化
 - (ア) 誠実・公正義務の導入
 - (イ) フロントランニングの禁止
 - (ウ) 適合性原則の導入
 - エ 監視・監督体制及び紛争処理体制の充実
 - (ア) 取引所における市場取引監視員会の設置
 - (イ) 自主規制機関の法的位置づけの強化
 - (ウ) 法令違反に対する罰則強化

なお、商品先物市場の利便性の向上を図る観点から、試験上場（より裁量性の低い制度へ移行）については7月22日に、特定の電子取引に係る委託手数料の自由化については12月28日に施行された。

(3) 商品取引所審議会

商品取引所審議会

会長 神崎 克郎

委員 上村 達男 委員 北岡 隆

委員 佐々波楊子 委員 竹居 照芳

平成10年度における商品取引所審議会は4月17日に開催され、コーヒーの上場について他、が議事に付された。

(4) 商品取引所定款等の変更認可

平成10年度においては、延べで定款9取引所、業務規程9取引所及び受託契約準則8取引所の変更認可が行われた。

変更の主な内容は、以下のとおりである。

- ア 定款の変更…新規商品の試験上場（6.5東穀、6.18関西）等
- イ 業務規程の変更…取引・受渡単位の引下げ（7.27中部）等
- ウ 受託契約準則の変更…電子取引に係る委託手数料の自由化（1.14東穀・横浜・関西・中部・関門）等

(5) 商品取引員

平成11年3月末日現在の商品取引員は112社であ

り、このうち、農林水産省所管商品取引員は108社である。商品取引所法の規定に基づき商品取引員の新規参入、新規許可を10年度は34社7市場につき行った。

(6) 商品投資販売業・顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）に基づき許可を受けた商品投資販売業者は平成11年3月現在で116社、商品投資顧問業者は12社となっている。11年3月末までの商品ファンドの累計販売額は5,526億円に達した。

第2節 野菜対策

1 野菜価格の動向

野菜は、鮮度が要求される一方で、貯蔵が困難なこと、必需品的性格が強いことに加え、気象条件により作柄変動が大きいことなどから、需給、価格のかなりの変動が避けられないという特質がある。

10年度の春野菜については、年当初、天候不順により、葉菜類、果菜類が平年を上回る水準で推移したが、6月末以降平年を下回る価格で推移した。

夏野菜については、7月以降、総体的に作柄が良好であったことから、平年を下回る価格で推移した。

秋冬野菜については、長雨、日照不足等により、10月中旬より価格は上昇し、平年をかなり上回る価格で推移したことから緊急野菜供給対策等を実施した。年明以降、一部品目に昨秋の気象の影響が残ったものの、総じて平年並みの価格に回復した。

また、10年度の生鮮野菜の消費者物価指数は、全国平均で前年に比べ10.2%上昇し、112.4（7年=100）となった。（表3）

2 野菜価格安定対策

(1) 野菜指定産地の指定

需要見通し等から推定される指定消費地域における指定野菜の需要動向に即するように、野菜指定産地の指定を行っており、9年度までに1,184産地を指定したが、10年度においては、更に15産地を追加指定した。他方、指定後の社会経済条件の変化により、既指定産地のうち11産地の指定解除を行った。このため、野菜指定産地は4産地増加し、合計1,188産地となった。

(2) 野菜指定産地推進指導

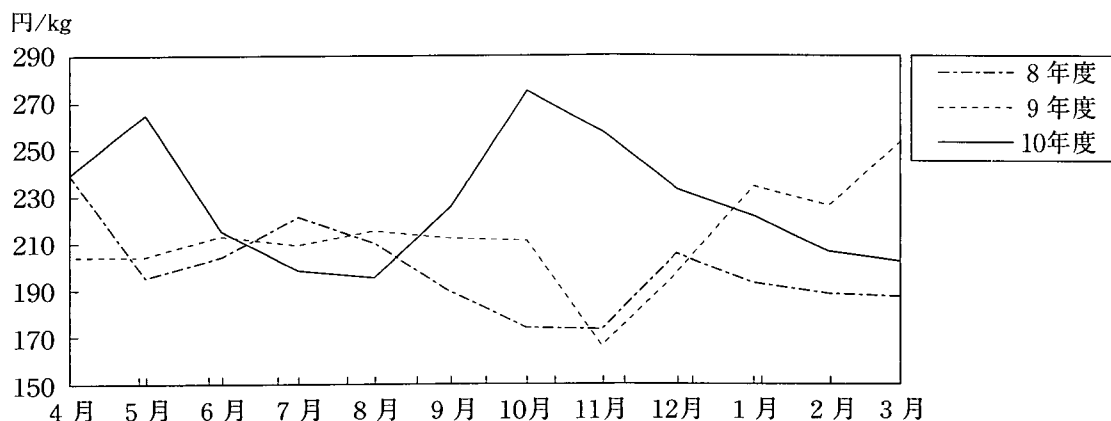
ア 野菜指定産地活性化推進調査事業

野菜指定産地の指定、活性化等の基礎資料とするため、野菜指定産地を中心に生産出荷構造の動態を把握

表3 生鮮野菜の消費者物価指数

			(全国, 7年=100)		
年度・月	指数	前年度比上年率	年度・月	指数	前年度比上年率
9	102.0	6.5	10. 9	111.0	4.7
10	112.4	10.2	10	138.8	21.8
10	113.0	16.0	11	138.0	50.7
5	121.9	27.0	12	119.1	35.0
6	107.7	4.6	11. 1	710.7	4.7
7	97.2	0.2	2	102.6	△ 7.1
8	93.9	△ 9.5	3	95.4	△14.1

図 野菜の卸売価格の推移 (1・2類都市市場)



するとともに生産出荷見通しを作成するのに要する経費に対して助成した。(予算額 475万9千円)

イ 野菜指定産地計画育成強化事業

(ア) 野菜指定産地計画育成強化事業

都道府県が、野菜指定産地を計画的に育成するため候補地を選定し育成計画の樹立及び調査指導を行うのに要する経費に対し助成した。(予算額 489万円)

(イ) 野菜指定産地育成強化指導事業

都道府県が、野菜指定産地の生産出荷体制の育成強化を図るため、野菜指定産地育成強化指針を作成するのに要する経費に対し助成した。

(予算額 274万5千円)

(3) 計画生産出荷

ア 野菜需給均衡総合推進対策事業

近年、野菜の需給は、消費面において食生活の多様化、健康志向、品質重視、若年層の野菜離れといった傾向がみられる中で、生産面では、担い手の減少、高齢化等労働力面での制約や連作障害の発生等の問題が生じている。

このような中で、需給均衡に向けた生産出荷団体の自主的な取り組みを一層助長するとともに、野菜全体にわたる計画的な生産出荷を総合的かつきめ細かく推進することとして引き続き「野菜需給均衡総合推進対

策事業」を実施した。

(ア) 野菜需給均衡総合推進事業

a 野菜需給均衡推進事業

全国の需給動向を踏まえた生産出荷の基本方針に関する認識の統一等を図るため、全国農業協同組合中央会が、その系統組織を活用して、野菜需給会議の開催、生産出荷担当者の研修会、野菜需給情報誌の発行及び産地の指導、また、指定野菜以外の主要な野菜の計画的な生産出荷を推進するため、全国農業協同組合連合会(全農)がその組織を活用して、都道府県段階及び全国段階で生産出荷安定協議会を開催した。

b 重要野菜需給調整推進事業

キャベツ、たまねぎ等消費生活上重要であり、特に需給の安定を図る必要のある野菜(重要野菜)について、全農がその系統組織を活用して都道府県段階及び全国段階で生産出荷適正化協議会を開催し、生産出荷計画を作成するとともに、計画に基づく生産出荷を推進した。

c 産地連携野菜安定供給推進事業

輸入が急増又は急増するおそれのある野菜について出荷時期等の異なる産地が連携して年間を通じた安定的な供給を推進するための体制を整備すること等により、国産野菜の安定供給の推進と需要の確保に取り組

むのに要する経費に対して助成した。

(イ) 重要野菜緊急需給調整事業

(ア) のbの計画生産出荷を推進する過程で、重要野菜の著しい価格変動に対処して全農が系統組織を活用して産地調整等の緊急需給調整を行うために、(社) 全国野菜需給調整機構が必要な資金の造成を行った。

(ウ) 指定野菜緊急出荷調整事業

夏秋レタスの著しい価格変動に対処して、全農が系統組織を活用して産地調整等の緊急出荷調整を行うために、(社) 全国野菜需給調整機構が必要な資金の造成を行った。

(エ) 野菜需給安定促進情報事業

野菜の計画的な生産出荷、需給調整等を推進するため、その生産、流通、消費等に関する情報のデータベース化、利用システムの開発、提供等を行った。

イ 野菜指定産地生産出荷協議会

重要野菜を除く指定野菜については、野菜指定産地、都道府県及び地域ブロック段階で野菜指定産地生産出荷協議会を行い、生産出荷の合理化・計画化等を推進した。

(参考) 10年度協議会等開催実績

全国野菜需給会議	2回
全国生産出荷適正化協議会	8回
地域生産出荷協議会	40回

(4) 指定野菜価格安定対策事業

野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)に基づいて、前年度に引き続き、野菜供給安定基金が、指定野菜の指定消費地域における価格の著しい低落が野菜生産者に及ぼす影響を緩和するために、価格補てん事業を実施した。

この事業の適正かつ円滑な運営を期すため、10年度においては次のとおり事業の拡充強化を図った。

ア 価格補てん対象地域の拡大

「秋にんじん」(8～10月)について、四国ブロックを価格補てん対象地域として追加した。

(延べ975種別)

イ 交付予約数量の増加等

野菜指定産地から指定消費地域に出荷される指定野菜について、価格補てん事業のカバー率を高めるため、交付予約数量の計画的増量を行った。

本事業の10年度における資金造成総額は958億3,805万円(別に国庫債務負担行為限度額150億8,001万円)であり、道府県を通じ12億7,871万円を助成した。

10年度における価格差補給交付金の交付額は、103億6,919万円である。(表4)

表4 交付予定数量、資金造成額及び交付金交付額

(10年度)

(単位: t, 千円)

		交付予約 数 量	資 金 造成額	交付金 交付額
キャベツ	春	89,257	2,523,141	23
	夏 秋	174,698	4,327,052	514,891
	冬	201,485	5,667,791	674
	小計	465,440	12,517,984	515,588
きゅうり	夏 秋	91,543	5,395,477	205,545
	冬 春	99,815	6,361,230	1,587,249
	小計	191,358	11,756,707	1,792,794
さといも	秋 冬	15,526	901,581	132,443
	春	20,796	561,313	26,009
だいこん	夏	46,818	1,376,502	223,232
	秋 冬	148,479	3,421,675	0
	小計	216,093	5,359,490	249,241
たまねぎ		408,845	9,626,073	64,013
ト マ ト	夏 秋	79,179	5,143,480	289,695
	冬 春	51,995	4,173,537	344,485
	小計	131,174	9,317,017	634,180
な す	夏 秋	29,204	1,817,374	241,023
	冬 春	52,834	3,770,807	802,704
	小計	82,038	5,588,181	1,043,727
にんじん	春 夏	67,114	2,725,619	96,482
	秋 冬	28,170	993,090	15,932
	小計	83,853	2,584,703	0
ね ぎ	小計	179,137	6,303,412	112,414
	春	5,555	454,324	0
	夏	9,802	797,971	59,123
	秋 冬	39,991	2,890,058	6,443
はくさい	小計	55,348	4,142,353	65,566
	春	32,595	675,270	19,212
	夏	82,636	1,754,182	461,041
ばれいしょ	秋 冬	123,982	2,228,116	117
	小計	239,213	4,657,568	480,370
ピーマン	小計	104,465	3,075,631	0
	夏 秋	23,634	1,600,174	430,230
	冬 春	45,115	4,158,768	1,083,755
ほうれんそう	小計	68,749	5,758,942	1,513,985
	春	32,119	2,970,035	120,278
	夏	43,325	2,171,370	13,804
レ タ ス	夏 秋	104,125	4,132,841	483,909
	冬	116,040	7,558,867	3,146,877
	小計	263,490	13,863,078	3,644,590
合 計		2,452,995	95,838,052	10,369,189
交 付 率				

(5) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

野菜生産出荷安定法に基づいて、前年度に引き続き、地域農業振興上の重要性、国民消費生活安定上の重要性等の観点から、指定野菜に準ずる野菜(特定野菜)並びに都市圏の野菜産地、野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地及び中山間地域の野菜産地から出荷される指定野菜について、都道府県の野菜価格安定を目的とする公益法人(以下「野菜価格安定法人」という。)が行う価格差補給事業に対し、野菜供給安定基金を通じ助成を行った。

10年度においては、特定野菜として、アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みつば、メロン（温室メロンを除く。）、やまのいも及びれんこん（合計27品目）が指定されているほか、ししとうがらし、わけぎ及びらっきょうが特にその供給の安定を図る野菜として地域を限定して特認野菜に指定されている。

なお、10年度においては、野菜価格安定法人が行う価格差補給事業に対して野菜供給安定基金が助成するために要する資金造成費として、同基金に対し7億1,169万円を助成した。

10年度においては野菜供給安定基金が実施計画を認定した価格差補給事業の実績は、次のとおりである。

交付予約数量	450,958t
野菜価格安定法人必要造成額	142億4,126万円
野菜供給安定基金準備額	82億4,996万円
10年度分に係る価格差補給交付金交付額	17億2,675万円
うち、野菜供給安定基金助成額	6億4,345万円

(6) 野菜価格安定緊急対策事業

作柄変動に伴う野菜の価格高騰に備えて、野菜供給安定基金を通じ、たまねぎ、キャベツ等を買入れ、保管し、これを価格高騰時又は高騰するおそれがある場合に売り渡す野菜売買保管事業を引き続き実施した。（たまねぎ等19,800t、キャベツ等17,600t）

また、台風等による野菜の生育初期被害に備えて、野菜供給安定基金を通じ、あらかじめキャベツ等の苗を契約生産し、被災時に産地からの申し込みに応じてこれを供給する野菜予備苗供給事業を引き続き実施した。（キャベツ等の苗393.2万本）

3 野菜の流通・加工対策

ア 野菜消費改善特別対策事業

野菜の健康面での重要性の普及・啓発による全国的な規模での野菜消費改善運動を推進するため、新聞等のメディアの活用、消費改善ガイドブックの作成・配布及びフォーラムの開催等を行った。

（予算額 7,002万2千円）

イ 「旬の野菜」需要増進事業

鮮度、品質、安心感に加え、価格も安く、おいしいといった利点がある旬の野菜に対する需要を喚起するため、全国的な「旬の野菜」需要増進運動の推進と、

旬の野菜の利点等を紹介するパンフレットの作成・配布、消費者等を対象としたセミナーの開催等を実施した。

（予算額 1,817万9千円）

ウ 低コスト・省資源型野菜流通システム等検討事業

野菜産地から量販店・小売等に至る流通の効率化・合理化を図り、低コストで、かつ容器包装等の減量化など環境にも配慮した省資源型野菜流通システムを確立するため、通い容器の利用、ばら販売等への対応、規格簡素化の導入等についての調査・検討を行った。

（予算額 3,467万2千円）

エ 国産野菜流通体制整備特別対策事業

国産野菜の地域流通の活性化を促進するため、出荷規格の簡素化、ばら出荷の推進、通い容器導入等による出荷労力・コストの削減、朝どり野菜の高鮮度流通、出荷形態の改善等による量販店等のニーズへの対応等地域流通構造の改善を行った。

（予算額 1億80万円）

オ 生鮮食品流通改善技術協力基礎調査事業

東アジア地域においては、野菜等の流通段階におけるシステムが未整備なため、多量のロスの発生等から国民の野菜摂取が低い水準におかれている。このため、我が国の野菜流通に係る技術や経験を取りまとめ、分析・加工するとともに、これらの技術を国際協力に適用するための前提となる当該発展途上国の野菜の流通をとりまく状況等についての基礎調査を行った。

（予算額 831万8千円）

カ 先進的野菜流通システム実態調査事業

我が国において想定される流通システムの変化に対応した国内野菜産地の誘導に資するため、米国等海外の流通規格も含めた流通実態と既に国内で展開している流通実態の調査を行った。

（予算額 624万8千円）

キ 原料野菜取引安定化対策事業

フードシステム高度化対策の一環として、原料野菜の契約取引の高度化等を推進し安定供給を図るため、全国段階で、契約取引推進に係る方針やマニュアルの作成、需給動向や実需者の意向の把握等に基づく契約取引推進活動等を行った。

（予算額 2億6,698万7千円）

第3節 食品産業等農林関係企業対策

1 中小企業行政

(1) 中小企業の組織制度

ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、11年3月末現在で総数842組合（うち連合会は79）となっている。

イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、11年3月末現在で55組合（うち全国を区域とする商工組合は10組合、連合会は13組合）、協業組合で農林水産省が直接所管するものは1組合となっている。

(2) 中小企業近代化の促進

ア 中小企業構造改善計画の策定

中小企業近代化促進法（昭和38年法律第64号）に基づく農林関連業種の特定業種について、国が定める近代化計画に基づき、平成11年度の構造改善計画が作成され、農機具販売整備業、普通合板製造業、天然木化粧合板製造業、一般製材業及び小麦粉製造業の構造改善事業を前年度に引き続き実施した。

イ 金融税制上の助成状況

金融上の措置としては、中小企業金融公庫及び国民金融公庫による中小企業近代化促進貸付及び構造改善貸付のほか、中小企業事業団による構造改善等高度化貸付を行った。

また、税制上の措置としては、特定業種に対する機械等の割増償却等の制度を適用した。

(3) 不況対策

貿易構造の変化や原材料の供給減等の影響を受けている農林水産関連業種については、中小企業体質強化資金助成制度の中の事業転換貸付の対象業種に指定し、金融上の特例を受けられるよう措置し、事業転換の円滑化等に努めた。

（農林水産関係の全国指定業種…17業種、同地域指定業種…5業種）

(4) 中小企業金融制度

ア 中小企業設備近代化資金助成制度

中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）に基づく中小企業設備近代化資金貸付については、

10年度貸付総額207億円となっている。

なお、農林水産省関係指定業者（34業種）に対する貸付状況は表5のとおりである。

表5 中小企業設備近代化資金貸付状況
業 種 金額（百万円）
農 林 水 産 業 1,492
（注） 中小企業庁調べ。（10年度）

イ 中小企業金融三機関による融資

中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫の10年度融資における貸付計画額はそれぞれ23,444億円、44,160億円、1,690億円（制度枠）であった。農林水産業関係業種に対する貸付実績は表6のとおりである。

表6 10年度末中小3機関の農林水産関係業種貸付残高
金額（億円）
業 種 中小公庫 国民公庫 商工中金
食 料 品 製 造 業 4,168 554 3,255
木材、木製品製造業 1,718 672 2,520
計 5,886 1,226 5,775

（注）1 「金融経済月報」（日本銀行）等による。

2 食料品製造業には酒類を含む。

3 他の農林水産関係業種については、統計上分類されていない。

4 国民公庫については、10年度の貸付実績（国民公庫調）である。

ウ その他

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による金融安定化特別保証制度の創設をはじめ、倒産関連保証制度の保証の特例措置を引き続き講じた。

(5) 特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）に基づく特定農産加工業として、平成元年度から平成7年度までの間に、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、こんにゃく粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、牛肉調製品製造業、豚肉調製品製造業、乳製品製造業の12業種を、関連業種として甘しょ加工食品製造業、馬鈴しょ加工食品製造業、果実加工食品製造業、こんにゃく製品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業、食肉調製品製造業を指定し、これらの者が輸入の自由化等の著しい変化に対処して経営改善計画等を実施するのに必要な長期、低利の融資措置及び税制措置を前年度に引き続いて実施した。

(6) 事業革新の円滑化

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（平成7年法律第61号）に基づく特定業種として、水産缶詰製造業、野菜缶詰・果実缶詰製造業（瓶詰製造業を含む。）、一般製材業、普通合板製造業を平成8年度に指定し、これらの者が内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対処して実施する事業革新を円滑化するのに必要な長期、低利の融資措置及び税制措置を実施した。

2 一般企業行政

(1) 金 融 制 度

ア 日本開発銀行融資

日本開発銀行の10年度における資金運用は「平成10年度日本開発銀行の資金運用に関する基本方針」（平成10年6月30日閣議決定）に基づいて行われ、内外経済環境の変化に即応し、国民福祉の向上に資するため、構造改革を推進するとともに、我が国経済社会の中長期的な発展のための基盤の充実を図ることを基本とした政策融資が行われた。出融資の規模は1兆7,710億円であり、そのうち、当省関係の特枠として、物流基盤整備枠等があり、食品流通対策、食品工業団地、遠洋漁業等の各資金が特掲されている。融資の実行に際しては、物流基盤整備枠等の各資金の融資について、同行に対し、融資対象企業の推薦を行った。

なお、融資状況は表7のとおりである。

表7 10年度日本開発銀行当省関係融資状況

業 種	金額（百万円）
食 品 流 通 対 策	5,060
食 品 工 業 団 地	77
農村地域工業等導入促進	1,500
そ の 他	4,659
合 計	11,296

（注）日本開発銀行調べ。

イ 北海道東北開発公庫融資

北海道東北開発公庫の10年度における出融資の規模は2,095億円で、そのうち当省関係の農林水産関連企業に対する融資状況は表8のとおりとなっている。

表8 10年度北海道東北開発公庫当省関係融資状況

業 種	金額（百万円）
農村地域工業等導入促進	2,700
食 品 流 通 対 策	1,200
そ の 他	1,800
合 計	5,700

（注）北海道東北開発公庫調べ。

(2) 税 制

10年度の税制改正は「法人税法等の一部を改正する法律」（平成10年法律第24号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成10年法律第27号）が3月31日に公布され、関係政省令、告示等の整備により4月1日から施行された。

農林水産関連企業等に関係する10年度税制改正の概要は次のとおりである。

（注）「措」租税特別措置法，「地」地方税法

ア 拡充された措置

（国税関係）

（ア）食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の制定に伴う次の特例措置の創設

a 製造過程の管理の高度化に資する一定の機械及び装置の特別償却制度（措11の3，44の4）

b 試験研究計画に係る認定を受けた事業者団体が構成員に賦課する負担金についての特別償却、増加試験研究費等の税額控除の対象への追加及び事業者団体が負担金により取得する試験研究用資産についての圧縮記帳（措10，18，42の4，52，66の10）

（イ）商品先物取引に係る取引所の税率の引下げ

（地方税関係）

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の規定に基づく農林漁業金融公庫資金等の貸付けを受けて農業協同組合等が取得する共同利用施設に係る不動産取得税の減額措置の創設（地73の14）

イ 延長された措置

（国税関係）

（ア）海外投資等損失準備金制度（措55）

（イ）中小企業、農業協同組合等の貸倒引当金の特例制度（措57の9）

（ウ）エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合等の特別償却または特別控除制度（措10の2，42の5）

（エ）電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却または特別控除制度（措10の3，42の6）

（オ）公害防止用設備の特別償却制度（措11，43）

（カ）再商品化設備等（廃プラスチック類再生処理装置、廃木材破砕・再生処理装置及び再生資源活用肥料化設備）の特別償却制度（措11の7，44の9）

（キ）倉庫用建物等の割増償却制度（措15，48）

（ク）勧告等によってする次の事項の登記に係る登録免許税の軽減措置（措80）

a 卸売市場法の規定に基づく合併等

b 特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定に基づく合併等

c 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の規定に基づく合併等

(地方税関係)

(ア) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定に基づく事業提携計画による営業の譲渡に伴って取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置 (地附11の4)

(イ) 倉庫業者等が輸入拡大に対応する物流施設及び流通システム効率化を促進する物流施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置 (地附15)

(ウ) 公害防止用設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置 (地附15)

(エ) 政府の補助を受けて取得した地方卸売市場の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置 (地附15)

(オ) 廃棄物再生処理用設備 (廃プラスチック類再生処理装置、廃木材破砕・再生処理装置及び空びん洗浄処理装置) に係る固定資産税の課税標準の特例措置 (地附15)

(カ) バイオテクノロジーの試験研究用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置 (地附15)

(キ) 鉱工業技術研究組合法に基づき研究組合が取得する試験研究用の機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置 (地附15)

(ク) 事業協同組合等が食品流通構造改善促進法に基づく認定計画により取得する共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置 (地附15)

(ケ) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に基づき整備される特定施設に係る特別土地保有税の非課税措置 (地附38)

(コ) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に基づき整備される特定施設の新增設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置 (地附38)

(サ) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく承認計画により特定農産加工業者が取得した事業用施設に係る事業所税の課税標準の特例措置 (地附32の8, 32の9)

(3) 対内外直接投資

ア 対内直接投資

我が国は、42年以降段階的に資本自由化措置を実施し、現在、OECD資本移動自由化規約に沿って例外業種 (農林水産省所管では、「農林水産業」がある。)を除き原則自由化されている。

農林水産省所管外資系企業は、本年度、71社に新

たに外資が導入されたため、資本取引が原則自由化された55年度 (現行外為法施行) 以降11年3月末現在の累計企業数は、3,001社となっている。

表9 農林水産省所管外資系企業数
(新規参入企業数)

業種/年度	7年度 末累計	(11年3月末日現在)			
		8	9	10	累計
製 造 業	483	13	13	14	523
飲 食 業	404	27	22	17	470
農林水産業	67	0	0	1	68
輸出入販売	1,659	85	62	33	1,839
そ の 他	89	3	3	6	101
合 計	2,702	128	100	71	3,001

(注) 1 農林水産省の届出受理実績による。

2 7年度末累計は55年度以降の累計である。

イ 対外直接投資

対外直接投資については、投資先の外国法人が行う事業のうち、農林水産省所管では「漁業」を除き自由化されている。

海外の農林水産関連企業への投資は、本年度61件、13億2,000万ドルの投資が行われたため、11年3月末現在累計投資実績は、4,868件、146億3,000万ドルとなっている。

(4) 企業公害防止策

ア 公害対策調査指導

(ア) 公害防止普及指導事業

公害防止を円滑に推進するため、農林水産関連企業等に対し、公害防止措置の周知徹底を図るとともに、食品工場等に対し技術指導等を実施した。

(イ) 公害防止管理者等資格認定講習会等の実施

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 (昭和46年法律第107号) に基づき、一定量以上のばい煙、汚水、廃液等工場排出物を排出する特定工場は、公害防止管理者等の設置が義務づけられている。この公害防止管理者等の資格は通産大臣が行う国家試験の合格者又は主務大臣が行う資格認定講習の課程を修了した者でなければならないこととされている。農林水産省においては10年度において資格認定講習10回 (地方農政局等が実施したもの9回、民間団体に委託して実施したもの1回) を実施し、全体で550人が資格認定講習を修了した。また、既に公害防止管理者となっている者を対象として、その資質の向上を図るための研修会を開催した。

(ウ) 公害情報サービス事業

各地方農政局、沖縄総合事務局及び北海道環境科学技術センターにいわゆる「公害情報銀行」を設置し、

農林水産関連企業を対象に、公害防止及び産業廃棄物の処理に関する情報の提供、相談に対する回答、分析機関のあっせん、技術の現地指導、優良事例調査等の業務を内容とする公害情報サービス事業を実施した。

(5) 農林水産関連企業環境対策

深刻な廃棄物問題を解決し、環境保全を図るためには、行政、産業界、消費者等が一体となった取組が重要であることから、3年9月に「リサイクル推進協議会」(112団体うち農林水産省関係17団体)が設立され、毎年10月をリサイクル推進月間とし、リサイクルの啓発普及活動など広範なりサイクル国民運動を展開している。

3 食 品 産 業 行 政

(1) 食品産業技術対策

ア 新技術開発事業

(財)食品産業センターが行う、食品産業全体に共通している技術問題等に関する開発研究に対し、前年度に引き続き助成を行った。

イ 新食品素材機能発現機構制御技術の開発

積極的な健康維持・増進に対する消費者の関心の高まりに対応し、新しい機能を有する食品の開発を推進するため、ニューフード・クリエーション技術研究組合が行う「新食品素材機能発現機構制御技術の開発」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

ウ 食品産業における生物活性利用等再資源化技術の開発

資源・エネルギーの有効利用の可能性の高い食品産業の製造工程全般について、酵素、微生物の機能を活用した再資源化等により環境への負荷を低減する技術開発を推進するため、食品産業環境保全技術研究組合が行う「食品産業における生物活性利用等再資源化技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

エ 高品質保持フードシステム技術確立事業

フードシステム高度化対策の一環として、フードシステム全体について、高品質を保持するための開発技術の現地実証検討及び当該検討結果等に基づく必要な技術開発を推進するため、(社)食品需給研究センターが行う「高品質保持フードシステム技術確立事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

オ 食品安全性向上技術開発事業

殺菌、異物検出等食品の安全性確保技術の開発を推進するため、(財)食品産業センターが行う「食品安全性向上技術開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

カ 食品容器包装リサイクル技術開発事業

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行に対応し、食品包装容器の再生利用技術を緊急に確立するため、開発技術の現地実証検討を行うとともに、当該検討結果等に基づいた技術開発を実施するため、(社)日本食品科学工学会が行う「食品容器包装リサイクル技術開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

キ 食品製造業ゼロエミッションシステム構築事業

食品製造業等の有機性廃棄物の肥飼料素材化等有効利用技術の実証等を行うことにより効率的な処理システムを開発し、資源の有効活用を図るため、(社)食品需給研究センターが行う「食品製造業ゼロエミッションシステム構築事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

ク 食品製造におけるニューロ制御技術の開発事業

加工食品原料(特に国産原料)の品質のばらつき等の問題に対応し、製品品質の高位安定を実現し、かつ、近年の熟練労働者の不足に対応し、学習機能があり、条件反射的に作動する高精度な制御技術の開発を推進するため、食品産業電子利用技術研究組合が行う「食品製造におけるニューロ制御技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

ケ 電磁場等活用食品加工技術の開発事業

電場、磁場、超音波等の有するエネルギーの活用により、大きなエネルギー消費を伴わず、加熱や物性の改良、酵素・微生物の活性化等新技术の開発を推進するため、食品産業電子利用技術研究組合が行う「電磁場等活用食品加工技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

コ 次世代バイオリアクターシステム技術の開発事業

近年進歩の著しい遺伝子工学や画像処理技術を応用し、多段階反応の集約化を可能とする酵素や高温耐性酵素を用いて、飛躍的に性能の高い次世代バイオリアクターシステム技術の開発を推進するため、(社)農林水産先端技術産業振興センターが行う「次世代バイオリアクターシステム技術の開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

サ 健康増進機能性食品素材の高度加工・利用技術の開発

国研の研究成果を活用しつつ、民間企業の持つ先端的な技術を応用して、健康に寄与する機能性素材の安定的な加工技術及び未利用素材からの効率的抽出技術の開発を推進するため、食品需給研究センターが行う「健康増進機能性食品素材の高度加工・利用技術の開

発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

シ エコシステムの制御による高度排水処理技術の開発事業

食品工場向けの汚泥発生量が大幅に少ない排水処理技術を開発し、新たな産業廃棄物の処理体系に対応した排水処理システムを確立するため、平成10年度から新たに食品産業環境保全技術研究組合が行う「エコシステムの制御による高度排水処理技術の開発事業」に対し、助成を行った。

ス 糖質工学を応用した炭水化物の多面的利用技術の開発事業

新しく開発された酵素の利用、化学修飾等の糖質利用技術の活用により、新甘味料等の新製品につながる実用的技術を開発し、炭水化物の多面的利用を図るため、平成10年度から新たにニューフード・クリエーション技術研究組合が行う「糖質工学を応用した炭水化物の多面的利用技術の開発事業」に対し、助成を行った。

セ 高機能バイオセンサーを活用した新食品製造技術の開発事業

安定性が高く高機能なバイオセンサーを開発し、これらを活用して食品の製造工程や品質の効率的な管理技術、新食品の製造技術を開発するため、平成10年度から新たに（社）農林水産先端技術産業振興センターが行う「高機能バイオセンサーを活用した新食品製造技術の開発事業」に対し、助成を行った。

ソ 食品工場安全性向上総合管理システム開発事業

食品の安全性向上のためには、原料から製品までの素材の安全管理と機械による製造工程全般の安定した管理が不可欠であるため、（財）食品産業センターが行う危害分析・重要管理点管理（HACCP）マニュアル作成及び予防的管理・緊急トラブル対応システム（PMSS）開発のための「食品工場安全性向上総合管理システム開発事業」に対し、前年度に引き続き助成を行った。

タ 食品産業技術情報活動事業

良質な技術情報をオンライン等により中小食品企業に迅速に提供するため、（財）食品産業センターが行う情報の収集・提供体制の整備に対し、前年度に引き続き助成を行った。

チ 食品産業技術海外協力円滑化事業

開発途上国の現状に即した食品産業分野の技術協力を促進するため、民間団体が行う需要開発調査、技術者等の派遣・受入れ等の事業に対し助成を行った。

ツ 技術開発中央支援事業

フードシステム高度化対策の一環として、食品製造

業等の起業化に必要な技術的支援及び異業種企業や生産者との提携による技術交流を促進するため、（財）食品産業センターが行う地方レベルの技術アドバイザーの養成、専門技術指導者の派遣によるコンサルティング、総合交流会の開催等の事業に対し、前年度に引き続き助成を行った。

(2) フードシステム高度化対策

食品の供給を農水産業のみならず加工・流通・消費を含めた一連の流れ、つまり、フードシステムとして捉え、その変化に対応する必要性が生じている。

このため、食品産業の競争力の強化と国産農産物の利用拡大を目指し、①鮮度・品質等、国産農産物の長所を活かした国産原料等の安定供給、②価格面・安定供給面での国産原料の短所の克服のための食品加工事業環境の整備、③消費者情報のいち早い具体化による新しい需要への迅速な対処のための流通システムの高度化、実需者や消費者との連携強化及び地域食品の海外市場開拓を推進するための海外アンテナショップの設置、④異業種間の連携を強化するためのボーダレス化への対応等を推進した。

（予算額 19億9,469万5千円）

(3) 立地対策

ア 工場立地法に基づく立地指導

工場等の立地の適正化を図るため、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づき指導を行った。

イ 食品工業団地形成

（ア）食品工業を取り巻く情勢は、急速に進む国際化・情報化の流れの中、高度化する消費者ニーズへの対応、廃棄物の減量化等環境問題への対応等厳しさを増してきている。このため、原料輸入、基幹食料生産、加工食品生産、製品流通の各基地を一体化した食品工業団地の形成を推進し、食品の効率的生産体制の整備、流通機能の結合・共同化、ばい煙・排水・廃棄物等の共同処理施設の整備を図ることにより、食品の安定的かつ効率的な供給に努めることとしている。

（イ）食品工業団地については、「食品工業団地形成促進要綱」（45農経C第2903号農林事務次官依命通達）に基づき、農林水産大臣が食品工業団地形成計画を認定したもの及びこれに準ずるものとして食品流通局長が認定したものについて、進出企業に対し必要な助言、指導を行うとともに、日本開発銀行等の特別資金枠による融資のあっ旋を行うよう措置している。

現在、農林水産大臣の認定に係る食品工業団地は、千葉、京葉、衣浦、神戸東部第四工区及び箱崎の5か所である。